

すみだ

区議会だより

2001.10.24

NO. 121
発行：墨田区議会事務局
130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号△5608-1111代表
http://www.city.sumida.tokyo.jp/~kugikai/



「倒壊家屋からの救出訓練（荒川河川敷での総合防災訓練）」

※1面に掲載する写真を募集しています。

アメリカ合衆国における同時多発テロ行為に関する決議を可決

第3回 ― 定例会

墨田区議会は、平成13年第3回定例会を9月12日から9月28日までの17日間にわたって開きました。今定例会では、7人の議員が一般質問を行なったほか、区長から提出された全議案を原案どおり可決しました。

また、「アメリカ合衆国における同時多発テロ行為に関する決議」を含む議員提出議案3件を全会一致で可決しました。

定例会での主な焦点

■平成13年度墨田区一般会計補正予算
今回の一般会計補正予算の主な内容は、路上生活者自立支援センター・豊島寮設置における本区分担金、保育園・幼稚園・小中学校・児童館等への安全管理対策経費、認証保育所制度事業費などであり、歳出予算総額に1億4359万円を追加するものです。これにより、一般会計の総額は926億9359万円となりました。

■墨田区教育委員会委員任命の同意について
9月30日で任期満了となる教育委員会委員の任命について、9月11日の本会議冒頭において、9月11日にアメリカ合衆国で起こったテロ行為の被害者に対して黙祷を捧げた後、テロ行為に関する決議を可決しました。

■決算特別委員会を設置
9月28日の本会議で、区長から12年度各会計の歳入歳出決算書が提出され、これらを審議するため、決算特別委員会を設置しました。

■アメリカ合衆国における同時多発テロ行為に関する決議
9月28日の本会議冒頭において、9月11日にアメリカ合衆国で起こったテロ行為の被害者に対して黙祷を捧げた後、テロ行為に関する決議を可決しました。

アメリカ合衆国で9月11日に勃発した史上最悪の同時多発テロは、かつてない大量殺戮をねらった残虐非道な犯罪行為として世界中に強い衝撃を与えた。これは、平和と民主主義の根幹をゆるがす世界人類に対する許しがたい暴挙であり、断じて許すことはできない。ここに無念にも犠牲となられた多くの方々をはじめ、その御家族及び関係者の皆様に対し心から哀悼の意を表すとともに、このような残虐なテロ行為を二度と繰り返させてはならないと強く念願するものである。よって、墨田区議会は政府に対し、この惨事に巻き込まれた日本人を含む多くの被害者の救済に全力を傾けるとともに、全容の早期解明及び新たなテロの再発防止策を講ずることはもとより、世界の平和を求める多くの国々と連携し、国際法に基づき最善の措置をとられるよう強く求めるものである。右決議する。

会議日程――(会期17日間)			
第3回定例会中に開かれた主な会議は次のとおりです。			
9月12日	本会議	・会期の決定 ・一般質問	
13日	本会議	・一般質問 ・区長提出議案の説明・委員会付託	
19日	区民文教委員会	・付託議案の審査等	
20日	福祉保健委員会	・付託議案の審査等	
21日	地域都市委員会	・付託議案の審査等	
25日	企画総務委員会	・付託議案の審査等	
27日	議会運営委員会 区議会広報委員会	・本会議の議事運営 ・第121号の発行等について	
28日	本会議	・区長提出議案の説明 ・議案の議決	

一般質問

区政を問う!

9月12日及び13日に自由民主党、自民区議団、公明党、日本共産党、無所属から7人の議員が区長、教育長に対して一般質問を行いました。

区内企業が元気になる
産業振興施策の推進を



問 区は、この不況で離職せざるを得ない技術者に対しハローワークなどと連携して相談者との架け橋の役割を果たせないか。

3 M運動の推進にあたっては、広報紙への掲載や町会等への送付を積極的におすすめ、気軽に足を運べる案内の徹底ができないものか。

「すみだ企業ガイド2001」を発行した意義は大きいですが、発刊理由と目的について伺う。

価格競争による低コスト化等で窮地におち入っている区内ファッション産業の現状と将来性についての認識を伺う。また、構造転換を必要とし何らかの産業振興策が求められていると考えるがどうか。経営者への元気づけとなる新たなビジネス創出のチャンスを作るなど方向性を出してほしい。そのためにファッションセンターの果たす役割は大変大きいと考える。

今、ファッションセンターに求められるのは交流支援や情報提供、ビジネスサポート等であり、区内企業が集い交流し、そこからビジネスが生まれる活気ある場になるよう強力に注文を付けてほしい。

自由民主党
中嶋 常夫

答 離職中の優秀な人材を求めている企業情報を得る機会もあるので、ハローワーク等と連携を図り、情報提供するなど就業促進にも役割を果たしたい。

3 M運動は、改めて運動の趣旨を確認するとともに、PRや展開方法に工夫を凝らし充実させたい。

企業ガイドは、厳しい区内製造業の受注機会拡大のため、ものづくりのまちすみだの技術力や多様な加工工程をもつ企業集積を区外発注企業にPRするため作成した。ファッション関連産業も工場の海外移転や輸入品の急増等で大変厳しいが、生き残る方策はデザインや企画力にあると認識している。消費者ニーズを把握し、それをデザイン、企画力につなげて行く点から支援したい。また、新たな展望を切り開くための工業振興ビジョン等の策定に取り組んでいく。

ファッションセンターは、関連産業の振興と支援のため、その活躍が期待されており、各企業や産業団体、国や都などと連携を図り、事業の発展と充実に一層の努力を会社に促していく。

●学校施設等の安全対策について伺う

問 7月に区より学校施設等の安全対策の概要が示されたが、この対策にはあらゆる面からの検討が必要で、経費、工事時間もかかる。ハード・ソフト面ともにどのような安全対策を行ったのか。また、安全対策は、各施設の近隣町会、防犯関係者等との多角的な連携が必要である。

教育委員会として、5年・10年周期の学校周年行事の区別を明確にしてはどうか。

答 各校に受付簿設置、登下校時以外の校門閉鎖、教職員での周辺見回りを指示し、小中幼稚園各教室に防犯ベルを設置した。また、小中幼稚園に非常通報装置を、更に幼稚園にはインターホンを設置し、全教員に防犯ブザーを携帯してもらう。いずれにしても、

家庭・地域・学校の連携で安心して過ごせる環境を整えていく。周年行事の趣旨が不明確となっており、校長会に周知・指導する。

区立学校の教科書採択について伺う



問 新都区制度がスタートし、区立学校教科書の採択権が都から区へ移管され、新学習指導要領に基づく本格的な教科書採択が行われた。新聞報道では、歴史教科書に話題が集中し、一種の社会問題に発展していた。義務教育は、国民を育てる最初の大事な時期であり、我々は子供たちを正しい歴史・国家・世界観をもつ国民に育てなければならず、歴史教科書採択は十分な審議決定がされなければならない。教育委員会の決定方針のもと、適正な手順で行われたのか。また、各自自治体では、審議の公開でさえ議論となったが、

歴史教科書の採用で有力視されていた扶桑社版がほとんど採用されず、23区を独占していた日本書籍版も本区を含む2区だけの採用となったが、この結果をどのように受け止めているのか。また、本区採用の日本書籍版が23区で激減したのは教職員組合の影響力が低下したとの見方もあるが、その中で採択した判断基準はどのようなものだったのか。

答 教育委員会は、14年度小中学校使用教科用図書採択事務取扱要綱により、文部科学省決定済み教科書の中から、各学校の

調査研究報告、教科用図書選定委員会調査結果報告、選定審議会結果答申等を参考に、適正な手順で採択した。事務局や委員宅に多くの意見があったが、報道のような脅迫的な言動はなく、それらに左右されずに要綱に基づく公正な採択ができた。また、傍聴された方々にやりとりを公開し、採択の透明性をアピールできたと考える。

問 区政全般について、区民のためにどうすればベストな区政が構築されるか伺う。

答 区民の目線で考え行動することが大切で、これを受け止められる組織と人材を育成する。自立支援センター建設予定地の近隣住民とどうやって対話し、理解・協力を求めるのか。連絡協議会を中心に、近隣住民の意見を伺い、不安の解消、施設の円滑な運営を図る。

問 区民相談室が区役所1階に移転されたが、今後の相談事業の充実を要望する。

答 インターネットなどの通信媒体も活用し、区民ニーズに即した相談環境を整備する。

問 自治体の首長及び議会の責任が住民にとって非常に重いものとなる地方分権は、自治体の独自性が発揮でき、住民に身近な行政を執行できるメリットと財源の独自確保というデメリットがあるがどう考えているか。また、23区を一体的と捉える図式が崩壊しかけているように思えるが、清掃一部事務組合、人事委員会等のあり方や財政調整制度をどう考えるか。そして、地方分権をすすめる中で新税を含めた自主財源を得るために、区が自ら国や関係機関に働きかけ、法改正に向けた行動を起こすべきと考えるがどうか。

答 地方分権による事務権限委譲は、住民ニーズに沿った自主・自立的な行政展開ができる長所があるが、税財源や国と地方

企画総務委員会のもよう

―旧文花小学校校庭部分の売却について報告―

【9月25日】

議案 墨田区手数料条例の一部を改正する条例…都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料を定めるほか、所要の規定整備をするもの。原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

議案 墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例…公職選挙法施行令の一部改正に伴い、区議会議員及び区長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ボスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるもの。原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

議案 平成13年度墨田区一般会計補正予算…原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

議案 文花中学校新築工事請負契約…文花中学校新築工事施行のため、請負契約を締結するもの。原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

議案 文花中学校新築に伴う電気設備工事請負契約…文花中学校新築に伴う電気設備工事施行のため、請負契約を締結するもの。原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

議案 特別区人事及び厚生事務組合規約の変更に係る協議について…特別区人事・厚生事務組合において共同処理する事務に路上生活者対策事業に関する事務の一部を加える等のため、同組合規約の変更に係る協議を行うもの。原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

報告 旧文花小学校の校庭部分

の売却について―次のとおり報告があった。

8月7日から24日まで買取の公募を行い17件の応募があり、その中の11の応募者から事業計画書の提出を受けた。主な利用計画としては、住宅と他の施設を組み合わせたもの、住宅を中心とするもの、特別養護老人ホームと介護老人保健施設等との組み合わせといった内容になっている。今後、詳細な検討、審査を行い、複数の事業計画を選定し、選定した事業者から買い取り価格の提示を受け、売却の相手方を決定する予定である。

報告 窓口開設時間の拡充について―次のとおり報告があった。庁舎の窓口事務は、共働き世帯等の増加に伴い、17時以降の需要が見込まれることから、区民部主体に窓口開設時間の拡充の試行に向けて準備中である。企画経営室においても、区政の一般相談窓口を毎週水曜日の17時から19時まで開設する予定であり、準備が整い次第、試行に入りたい。

【8月31日】

視察 東京大空襲犠牲者追悼・平和関係ミニイベント(横網町公園内)、旧文花小学校跡地、社会福祉会館、さくらケールテレビ(株)放送センターの視察を行った。



旧文花小学校跡地視察の様様

の財源再配分、課税自主権確立等の権限移譲の課題がある。また、住民に一定レベルのサービスを提供できるのは現行制度によるところだが、何事も23区共同歩調なのは各区の独自性を否定しかねない。指摘の機関は、効率的な運営が図られるものに限定して設置すべきと考える。本区の特徴を生かし発展するには、自主財源の拡充を図るのが重要と考え、税財源の移譲などを関係機関に働きかけていく。

子育て支援に対する 区の取り組みを問う



「揺さぶられっこ症候群」は、生後6カ月未満の乳児の頭部を激しく揺らすことによりさまざまな障害をきたす一種の虐待とされているが、育児体験の乏しい保護者等により意図しないで障害につながる場合もある。この症候群に対して区長はどのような認識を持っているのか。また、乳幼児を持つ保護者に正しい情報を提供する必要があると考える。

経済産業省が空き店舗を保育所等へ転換する事業創設を決めたと報道されたが、区はどの程度この事業を把握しているのか。また、積極的に検討すべきではないか。

出産直後の女性にとって家事は身体的に負担が重く辛いものであるが、区では「児童養育家庭ホームヘルプサービス事業」で対応しているが、利用は1%にも満たない。事業の利用要件の項目には、出産直後の時期との記述がなく、区民に周知されていない。今後、ますます重要となる子育て対策という視点から考えると、要件に「出産直後」を明記するか、わかりやすく別の制度を設けるべきではないか。

問 区の財政状況を踏まえた行財政改革、財政再建の取り組みについて伺う。

答 事業の廃止統合、経費の可能な限りの圧縮を図り、16年度収支均衡に向け筋道をつける。

問 PFIを16年度までの財政再建期間と平行して、積極的に調査に取り組むべきである。

答 行財政改革実施計画課題として掲げ、基本計画の施設建設事業への導入を検討している。

公明党

松本紀良

答 子どもをあやすための揺さぶりなどが危険な場合があることを初めて知り驚いている。

「虐待」という視点ではなく、健全な子どもの「育児支援」という立場からの普及啓発が必要と考え、保健婦、保育士を中心に理解を深めるとともに、母親学級や乳幼児健診等で情報提供に努める。

区は現時点で、経済産業省の空き店舗を保育所に再生する事業の具体的な情報は持っていない。しかし、待機児解消は区の重要課題であり、事業化されたときには商店街の活性化等も含め検討したい。

「児童養育家庭ホームヘルプサービス事業」は、一時的疾病等で家事や育児等の日常生活に支障をきたしているとき、あるいは親族等の冠婚葬祭に出席する等をヘルパーの派遣要件として実施している。出産直後についても母子の健康を守る大事な時期であり、現在ヘルパー派遣事業を実施しているが、更に周知徹底を図る必要がある、今後派遣要件に「出産直後」の産じょく期を明記することにより、一層の周知に努めたい。

●荒川河川敷に硬式野球ができる少年野球場の整備を

問 本区には硬式野球場がなく、三郷市の野球場を借用しているが遠すぎる。区が作成した「荒川将来像計画」では、サッカー場と野球場を整備する計画があるが、区内に硬式野球場が1カ所もない状況を鑑み、ぜひとも硬式野球ができる少年野球場として整備すべきである。

学校生活の活性化につながる部活動は先生の減少で指導者も減っている。運動部の顧問不足への対応や部活動のあり方をどう考えているか。指導者不足解消のため地域から募集を行ってはどうか。

答 硬式野球は安全面に配慮し三郷野球場を利用している。

荒川河川敷整備計画では、現存の野球場の削減が見込まれており、隅田水門付近に野球場とサッカー場を整備することとなっている。区民のスポーツに対する需要の把握や安全対策の必要等、要望の趣旨を踏まえ総合的に検討したい。

部活動の顧問不足解消のため地域等の協力を得て外部指導者の導入に努めている。特色ある学校づくり推進施策として、地域の人材や活力を活用して特徴的な部活動の存続や充実に努める必要がある。

問 14年度予算編成に臨む基本方針は。また、1割程度の議員定数削減が必要と考える。

答 本年度の財政収支、14年度の財政見通しを踏まえ編成方針を定めていくべきと考える。

問 行財政改革実施計画にあげられている窓口業務の時間延長を早急に実施すべきと考える。

答 当面の試行案を取りまとめ、条件整備を行っており、早期に実施できるように努める。

●平成12年度各会計決算 ——特別委員会を設置して審査——

9月28日の本会議において、区長から平成12年度墨田区一般会計、同国民健康保険特別会計、同老人保健医療特別会計、同介護保険特別会計、同用地特別会計の各歳入歳出決算が監査委員の意見を添付し、提出されました。

監査委員は、これらの各会計歳入歳出決算について、8月9日から9月14日の期間に審査を行い、意見書の中で「区民税の収入済額は対前年度比で減少しているものの、特別区交付金の再配分や臨時の財源対策を図ったこと等もあって、形式収支・実質収支ともに黒字を維持し、また単年度収支は3年ぶりに黒字に転じた。しかし、財政指標を見ると、前年度に比べて財政力指数は変わらず、経常収支比率や公債費比率はやや改善を見たものの、いずれも23区の平均に至っておらず、とりわけ公債費比率は3年連続15%を越えており、懸念すべき状況にある。」と分析するとともに、「今後の財政運営においては、区民の声を生かして策定された行財政改革大綱のもと、行財政の構造的な改革に取り組むことが要請されるところである。とりわけ事務事業の見直しにあたっては、廃止・休止を含む思い切った方向転換や、補助金や委託料についても見直しを図るなど、大胆な改革が期待される。いずれにしても、健全な行財政運営確保のため、障害を乗り越えて改革が進展することを期待する。」と意見を述べています。

区議会では、各会計決算の提出を受け、平成12年度予算の執行が議会の議決、法令等に従って適法、公正かつ能率的、合理的に行われ、区民の福祉増進に役立ったかどうかについて審査するため、18人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、10月19日から31日までの間、精力的に審査しています。

提出された平成12年度各会計歳入歳出決算

会計区分	予算現額 (円)	収入 (円)	支出 (円)
一般会計	93,376,055,000	92,911,800,191	90,268,201,816
国民健康保険特別会計	19,379,273,000	19,105,903,362	18,727,293,672
老人保健医療特別会計	20,189,312,000	19,525,251,753	19,525,251,753
介護保険特別会計	6,763,936,000	6,710,941,408	6,302,597,084
用地特別会計	2,429,000,000	2,428,456,752	2,428,456,752

決算特別委員会委員氏名

◎坂下 修 松本 紀良

◎堺 美穂子 高柳 東彦

桜井 浩之 松野 弘子

広田 充男 藤崎 繁武

江木 義昭 小池 武二

出羽 邦夫 佐藤 四郎

林 恒雄 早川 幸一

沖山 仁 槐 勲

中嶋 常夫 西 恭三郎

地域都市委員会のもよう

——景気対策特別制度の実施期間延長について報告——

【9月21日】

議案 墨田区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例・商法等の一部を改正する法律による会社分割法制の創設に伴い、会社の分割により使用の権利を承継した者に係る届出について定めるもの

原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

議案 特別区道路線の認定について…一般交通の利便を図るため、江東橋三丁目13番～四丁目27番（錦糸町駅南口付近）の路線を特別区道に認定するもの——原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

陳情 地区計画に伴う開発計画に関する陳情／（仮称）太平四丁目錦糸町開発計画「評価書案に係る見解書」に関する陳情／太平四丁目錦糸町開発計画、評価書案に係る見解書に関する陳情——「もう一度開発に対する考え方を見直してほしい」との趣旨は分かるが、ここまですんできている計画を見直すことは難しいのではないかと、「住民の合意をすべて取り付けるのは大変だが、環境アセスメントを踏まえ、住民の方々の合意を図るべく行政も努力をしているものと思う」などの意見が出され、不採択とするものと決定した。

陳情 東武曳舟駅前地区再開発事業に関する陳情——「すべての人々の賛成によらなければ、再開発を行えないのではなく、反対の方々を説得していくべきである」などの意見が出され、不採択とするものと決定した。

報告 建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料の制度について——密集市街地等における、狭小敷地の建て替えを促進するため、

敷地内に壁面線が指定されている場合に建ぺい率の緩和を許可する旨の報告があった。

報告 景気対策特別制度の実施期間の延長について——13年9月末までであった商業融資制度及び小規模企業特別融資制度に係る景気対策特別制度の実施期間を14年3月末受付分まで延長する旨の報告があった。

報告 国際ファッションセンター貸付金の返還について——当初予算に計上した30億円の貸付金返還金を5億円減額し25億円とするが、最終的取扱いは改めて相談する旨の報告があった。

報告 墨田清掃工場基本搬入計画の変更について——14年9月からの葛飾清掃工場プラント更新に伴い、墨田清掃工場に葛飾区、足立区収集分の計190tが新たに搬入される等、基本搬入計画を変更する旨の報告があった。

報告 建築基準法に基づく安全点検の実施について——新宿区歌舞伎町ビル火災の重大性に鑑み、類似の建築物を対象に緊急安全点検を実施する旨の報告があった。

【8月30日】

視察 国際ファッションセンター1、本所清掃事務所、すみだ環境ふれあい館などを視察した。



すみだ環境ふれあい館視察の様様

福祉・医療における 高齢者等の負担軽減を



日本共産党
片倉 洋

問 65歳以上の介護保険料は、10月から全額徴収となり現在の2倍となる。保険料、利用料の負担軽減を求める声は、一層切実なものとなっており、減免制度の実施を検討する自治体が増えている。本区でも利用料について低所得者対策(減免)の拡大や保険料の減免制度を創設すべきである。また、これまで指摘されてきた制度の欠陥が鮮明となっており、我が党が求めてきた利用料・保険料の減免制度を国の恒久的な制度として確立する等の具体的な要求を都や国に強く求めるべきである。

都は老人医療費(マル福)の段階的廃止等の福祉切り捨てを行ってきたが、その復活と充実を都に対して強く働きかけるべきである。高齢者の医療費は、定額負担から1割の定率負担となった。また、政府は健康保険の本人負担を3割に引き上げる方針を固めるなど、医療制度の改悪をすすめているが、高齢者医療の実際をどのようにとらえているのか。また、国民の立場に立った医療改革をすすめるよう国に働きかけるべきである。

国に要望している。

都議会選挙で福祉施策の見直しは大きな争点だったが、その方向性について都民の判断が下されたものと考え、現段階で都へ働きかけを行うつもりはないが、今後、新たな見直しが行われた場合には必要に応じて意見を申し述べたい。進展する高齢社会において必要な医療を安定的に供給するためには、新たな高齢者医療制度の実施は避けて通れない状況にある。しかし、高齢者に過度な負担が生じぬよう、関係審議会等の動きを注目し、必要に応じて区長会等を通じて国に要望していきたい。

●錦糸町そごう閉店の影響と 打開策について問う

問 そごうの閉店から8カ月経過し、近隣の商店などに深刻な影響を及ぼしており、商店主は「二日も早くシャッターを開けてほしいものだ」と訴えている。開発を推進してきた区の責任が今日改めて問われている。区長は近隣の商業集積や商店への影響をどう考えているのか。また、日本生命とそごうとの調整はどのようになっており、区長はどのような打開策を考えているのか。

答 高齢者の介護保険料は、所得に応じ一定の配慮が講じられている。保険者独自の対策として保険料の自治体による肩代わりなどが行われているが、社会保障制度の仕組みを崩しかねず、慎重を期するべきである。利用料負担軽減の拡大は考えていないが、真に負担が困難な方への対策は重要な課題であり、介護サービス基盤等の充実とともに必要な対策を講じるよう、全国市長会を通じて

不況の真っ只中で困難を極めていると聞いているが、後継テナントが決定し早期開業が迎えられるよう日本生命に強く要請していく。

問 N T Tビルと自立支援センター建設問題について、区は住民合意の視点がかけている。

答 具体的な地域不安解消に向け、誠意をもった対応をしていきたい。

更なる人件費削減等の 改革を実行せよ



問 7月の参議院選挙において各党は異口同音に「改革」を訴えていた。あらゆる社会の仕組みが制度疲労に陥り、今ここで徹底的な構造改革なくして日本の将来はないと誰もが認識しており、これを平成維新と考えるが、区長はどう認識しているか。

「聖域なき構造改革」を推進する以外、日本の財政、経済の再生はないと言われているが、これが実行されると本区にも痛みの影響が出てくると考えられるがどのように対応していくのか。

私がかねてより主張してきた人件費の削減について、職員の一定の削減は実施されたものの、民間企業に比較してまだ高い給与水準にある。本区の中小零細企業の実態は仕事がなくリストラ、廃業等、冷たい北風が吹き荒れており、区民から人件費が高いとの指摘がある。また、いままでの職員定数削減は、給食調理、学童擁護、機械整備等、教育関係の現業職が主であり、「聖域なき構造改革」に努めるとすれば事務系にも広げ、更なる人件費の削減が必要と考える。

問 東武鉄道高架化問題では東武と協議する組織をつくり問題を空洞化させないようすべき。区と東武とで協議検討を行う組織の設置について、強く働きかけたい。

問 学校選択の自由化に対しP T A等から懸念の声があるが、どのような配慮をされたか。

答 通学区域制度を維持し、地元の学校を希望する場合は必ず入学できることとした。

自由民主党 早川 幸一

問 「聖域なき構造改革」は、経済・社会・政治等、広い分野での変革をうたっており、実行されれば、まさに維新ともいえる大改革であると考えます。

中小零細企業が集積する本区は、構造改革の影響が大きいと考えられ、地域活力の低下を憂慮する。この痛みへの対応は一地域のみでは難しく、政府のセーフティネット整備等の対策を見守りたいが、地域に与える影響をできる限り小さくするため、産業や福祉等の面でなし得る限りの対応をしたい。

区単独での職員給与の削減は制度上困難な課題であるため、民間委託の推進や事務事業の見直しによる職員定数の削減が将来的効果が大きいと判断し努力してきた。行政系職員の削減も組織の簡素・効率化等により取り組んできた。また、見直しから生み出した要員は、新たな行政需要に対応するため配置した。今後も、すべての職場職種を対象に、定員適正化計画に基づき職員定数の削減に努め、区政運営の効率化と区民サービスの向上に引き続き努力したい。

●区民健康増進のために総合 体育館建設等施設の拡充が 必要

問 財政状況は厳しいが、区民が健康になるための予算を重視することも必要である。人生80年時代を生き抜くには、体と心の健康が必要であり、この二つを育むのがスポーツであると考え、墨田区は他区に先駆けて健康区宣言を行っていることから、区民の長年の懸案である総合体育館の建設と区民が利用しやすいスポーツ施設の拡充について、区長の考えを伺う。

答 体育館は老朽化がすすんでいるため、墨田区基本計画で総合体育館として改築することとしている。地下鉄11号線の延伸や精工舎跡地の開発状況を踏まえ、可能な範囲で計画を早めたいが、厳しい財政状況を勘案し、民間のノウハウを活用するP F I手法の導入を検討したい。スポーツ施設の拡充についても、現在の施設の有効活用と利用者の満足が得られるよう引き続き努力する。

問 行財政改革の計画づくりは公認会計士などの民間機関にまかせるべきと考える。

答 行革推進委員会は学識経験者や区民等で構成し、民間の発想から見直しを行っている。少子高齢化等が進展している中で、区長は社会保障制度についてどう考えているのか。

問 地域福祉計画において誰もが安心して暮らせる福祉社会の実現に向け努力していきたい。教科書採択にあたり、5人の教育委員全員の合意であったのか。

答 審議の過程で各委員の多様な意見が出されたが、最終的には全員合意のもと採択された。

区民文教委員会のもよう

——窓口開設時間の拡充について報告——

【9月19日】

議案 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例…地方税法の一部改正に伴い、長期所有上場株式等の譲渡所得に係る区民税の課税について特別控除を行う特例措置を講じるもの——原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

報告 窓口開設時間の拡充について——区民ニーズに的確に対応するため準備が整い次第、毎週水曜日の17時から19時まで窓口開設時間を拡充する旨の報告があった。対象業務については次のとおり。

〈窓口課〉住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、公的年金の現況届の証明、外国人登録原票記載事項証明書、外国人登録原票の写し、戸籍謄抄本(除籍・改製原戸籍謄抄本を除く)、印鑑登録申請、住民票異動届

〈国民健康保険課〉資格取得・喪失・その他異動、療養費の支給申請、高額療養費の支給申請、出産育児一時金の支給申請(口座振替のみ)、葬祭費の支給申請(同右)、特例療養費の支給申請、食事療養費の申請(減額認定証の交付・差額支給申請)、特定疾病(慢性腎不全等)の申請、海外療養費の申請、保険料の収納、保険料の減免申請、保険料の納付相談

〈国民年金課〉国民年金の届出・相談、国民年金の給付・相談、国民年金保険料の納付・相談、国民年金保険料の免除手続き・相談

〈税務課 特別区民税・都民税証明書(課税・納税・非課税)の交付、軽自動車税納税証明書(車検用・一般)の交付、区税の収納、口座振替に関する受付

〈企画経営室・福祉保健部〉庁舎1階にそれぞれ、区政一般相談窓

口、福祉相談窓口を開設

報告 国民健康保険被保険者資格証明書の発行について——国民健康保険加入者の費用負担の公平性及び収納率の向上を図るため、納期限後1年以上保険料の納付がない者で納付相談等に応じないもの又は前年3月・4月の納付相談時に保険料を納付したのみで、以後、納付約束を履行していない者のうち、区民税額が一定の基準以上の世帯に、14年3月31日が有効期限の資格証明書を発行する旨の報告があった。

報告 平成14年度小・中学校使用教科用図書採択について——8月10日の教育委員会において決定された14年度小・中学校使用教科用図書の採択結果について報告があった。

報告 平成14年度学校選択制度における各中学校の募集人数について——学校選択制度の募集人数について、各学校とも約20名程度の受け入れができる旨の報告があった。

【9月3日】

視察 押上小学校、本所中学校、スポーツプラザ梅若、すみだ生涯学習センターなどを視察した。



押上小学校視察の様様

財政健全化に向け、 より一層の内部努力を求める



無 所 属

田部井 稔 夫

問 区の財政は、バブル経済崩壊後、大変厳しい状態におち入っており、区長は行財政改革大綱を定め、その実施を通じて財政健全化に取り組んでいる。行財政改革実施計画では、16年に収支均衡するとの目標が立てられているが、今後の景気動向によってはその実現が危ぶまれるのではないかと心配している。

財政健全化のポイントは、「入りを量りて出ずるを制す」という事であり、歳出面では内部努力と事務事業の見直しを一層努力するしかない。しかし、事務事業の見直しを行うならば、区民サービスの低下をもたらすことは明らかであるため、その前提として内部努力の一層の踏み込みが必要である。そうでなくては、不況の影響を受け、仕事や生活の面でいろいろと痛みを増している区民が承知するはずがない。そこで、区議会議員、区長等の特別職、管理職、一般職員の人件費のより一層の削減によ

って、まず我が身が痛みを引き受けることが必要ではないか。

答 国、地方を問わず厳しい財政状況にあるが、ここに来て5%超の失業率、1万円割れの株価など、我が国の経済は非常事態に突入しており、区においても一層の行財政改革の推進が不可欠となっている。そのため、現在、事務事業の見直しでは成果主義の観点から抜本的な見直しを、内部努力の徹底では定員適正化計画の前倒しの実施に努めている。

職員給料等の削減については、本区独自の対応として期末手当を

たばこは区内で購入するよう平素から普及啓発をしている。たばこ税の税率は地方税法で定められ、税率変更には法律改正が必要である。11年に市町村たばこ税が引き上げられたばかりであり、また、たばこの値段のうち61・3%が税金であることから、これ以上の税率変更は愛煙家の方々の理解が必要である。したがって、現時点では国等への働きかけについては慎重にならざるを得ない。ただし、

現行税率の範囲の中で、国、都道府県、区市町村の配分割合を変更するといったことは可能であるため、そのような視点で努力したい。

京成押上線立体化と曳舟駅周辺の まちづくりについて提案する



自由民主党
沖山 仁

問 曳舟駅前再開発の契機となった押上線高架化の有効利用を充分考慮してほしい。例えば、利便性の高い通行帯や開放的な駅前広場・店舗、地下駐輪場等である。また、京成曳舟駅舎の二層目には周辺建物から接続できる歩行者デッキの整備を検討してほしい。

新たな取得する土地のうち未利用部分は、四季の花が咲き乱れるゾーンなど周辺環境に配慮したものを、また、当該地を売却する場合は細分化を避けてほしい。

バリアフリー法の駅と交通に関する項目では、国の方針に沿い各自治体が基本構想を策定し実施するとあるが、区の対応は、「駅前にふさわしい特色あるまちづくり」として何を想定し、また北の拠点にふさわしい基本テーマを「わがまちのプラン」として区民に募ってはどうか。駅前ロータリーは、思いやりの満ちた環境整備を望む駅前再開発では、事業継続等で支障をきたさない背景づくりが必要。今後、曳舟駅周辺のまちづくりの事業化をめざすうえで、区の基本的姿勢・基本方針を伺う。

答 12年度の特別区たばこ税の収入額は21億3千万円で、区の貴重な財源であることから、

●住宅問題にあわせ 少子高齢化対策を提案する

「住宅マスタープラン改定
基礎調査報告書」ができ、
第2次改定の骨子となる案がまとめられたが、遂行には限られた財源との調整が大きな課題となる。

問 区の住宅施策は少子高齢化問題とあらゆる面でリンクしており、この問題解決なくして明るい未来は描けない。24年に団塊の世代が65歳になり一挙に高齢化の比率を高めるが、まだまだ現役で通用する方が大勢いる。また、区の適正人口を考えておく必要がある。

具体的には、単身・二人世帯の増加による小規模化、老朽住宅ストックの増加による居住環境の悪化がある。また、高齢者世帯での通信メディアの活用や高齢に対する認識を改めることによる産業基盤や商店街の再生などにより、本区が緑豊かな年配者にとっても魅力ある区となることを願う。

答 限られた予算で課題を解決する民間活力を活用したPFI手法の導入等を検討している。超高齢社会は、元氣な高齢者の知識・経験を生かすことが地域活力の維持に不可欠である。また、少子化対策は緊急課題であり、国のプランでは住宅分野も含め総合的に取り組むことになっている。区の人口規模は、活力維持のため基本計画の25万人が適正と考える。世帯の小規模化には区民ニーズの変化を踏まえた施策が、老朽ストックにはバリアフリー化の支援等の方策が、通信メディアの活用は開発動向を踏まえ対応したい。また、高齢事業者の能力開発や新分野進出支援等が求められ、商店街のあり方や高齢者の立場に立った個店づくりを推進するなど、地域活力とコミュニティを支える住宅まちづくりに取り組んでいく。

福祉保健委員会のもよう

——墨田区認証保育所事業の実施概要を報告——

9月20日

議案 墨田区プールに関する条例の一部を改正する条例…商法等の一部を改正する法律による会社分割法制等の創設に伴い、許可経営者の地位の承継について定めるもの——原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

陳情 自立支援センター墨田寮建設に関する陳情——「地元が不安に感じているのはわかるが、行政が連絡協議会等において近隣住民の不安解消に最大限努め、行政責任として区民の理解を得ながらホームレス問題に取り組んでいく必要がある」などの意見が出され、不採択とするものと決定した。

報告 ホームレスの自立支援システムの構築について——都と特別区は緊急保護、自立支援、地域生活サポートからなる総合的な路上生活者対策事業を策定し実施することとし、7月16日に都・区合意に達したので、その概要について報告があった。

報告 自立支援センター墨田寮設置の進捗状況について——次のとおり報告があった。

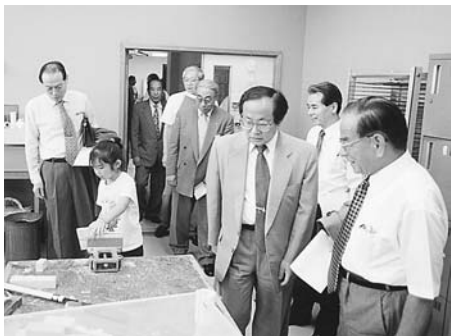
これまで6回の地元説明を行い、大方の理解が得られたが、墨田五丁目に建設することに関しては依然として反対意見があり、7月25日には反対運動の代表者5名から2140名の施設建設白紙撤回を求める反対署名が区に提出された。8月3日には反対派7名が区長に対し白紙撤回を求める要請を行った。8月11日号の墨田区のお知らせに自立支援センター墨田寮の概要について掲載した。9月11日に地元町会、学校長、行政機関からなる連絡協議会を立ち上げ、第1回の会合が持たれた。施設の開設

については、当初11月を目途としてきたが、地元との調整があり多少延期される見通しである。

報告 墨田区認証保育所事業の実施について——都が認証した保育所におけるサービス水準の維持向上を図るため、事業実施に係る経費の一部を補助し、児童福祉の増進に資することを目的とした墨田区認証保育所運営費等補助事業を10月1日から要綱を制定し実施することとなり、その施設運営基準、運営費補助等の概要について報告があった。

報告 福祉部門における窓口開設時間の延長について——区民サービスの向上をめざし、主に区民部の業務を中心に試行的に毎週水曜日の19時まで開設時間を延長することを、現在内部的に調整中であり、福祉保健部として窓口延長時間帯に合わせ、主査・係長級職員2名程度を1階のコナーに配置し、相談に応じられるような体制を整える旨の報告があった。

視察 自立支援センター台東寮、光の園保育学校外分園、福さん家(痴呆性高齢者グループホーム)、すみだサンサン工房、墨田児童会館などの視察を行った。



墨田児童会館視察の様様

定例会で決まった議案

今回の定例会で決定した議案は以下のとおりです。

●区長提出議案

- 〈予算〉
 - 平成13年度墨田区一般会計補正予算
- 〈条例〉
 - 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
 - 墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
 - 墨田区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例
 - 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例
 - 墨田区プールに関する条例の一部を改正する条例

〈人事〉

- 墨田区教育委員会委員任命の同意について
- 〈その他〉
 - 文花中学校新築工事請負契約
 - 文花中学校新築に伴う電気設備工事請負契約
 - 特別区道路線の認定について
 - 特別区人事及び厚生事務組合規約の変更に係る協議について

●議員提出議案

- アメリカ合衆国における同時多発テロ行為に関する決議
- 京都議定書の早期批准に関する意見書
- 国から地方への税源移譲に関する意見書

みなさんの声

「請願・陳情の
審査結果」

今定例会では、陳情5件を所管の委員会で審査し、最終日の本会議で次のとおり決定しました。

■不採択としたもの

- 〔地〕地区計画に伴う開発計画に関する陳情——「趣旨に添うことは困難である」

- 〔地(仮称)〕太平四丁目錦糸町開発計画「評価書案に係る見解書」に関する陳情——「趣旨に添うことは困難である」

- 〔地〕太平四丁目錦糸町開発計画、評価書案に係る見解書に関する陳情——「趣旨に添うことは困難である」

情報化対策特別委員会 開かれる(10月10日)

墨田区行政情報化推進計画の概要について、次のとおり報告がありました。

区民サービスの向上、業務の改善・事務の効率化、政策形成の高度化、区民への情報の提供・公開、国の各種システム等への対応、セキュリティ対策、現在の技術レベルを前提としたシステムの構築、

は困難である」

- 〔地〕東武曳舟駅前地区再開発事業に関する陳情——「趣旨に添うことは困難である」

- 〔編〕自立支援センター墨田寮建設に関する陳情——「趣旨に添うことは困難である」

- 内は所管委員会です。
- 〔地〕地域都市委員会
- 〔編〕福祉保健委員会

以上を計画の基本的な考え方として、区の情報化分野の総合計画として13年度からの5か年計画で実施する。また、計画コンセプトを「SUMIDA・情報維新」とし、計画を推進する、スピード(速く)、ユースフル(役立つ)、マインド(親しみのある)、インタラクティブ(双方向)、ダイナミック(活気のある)、アカウンタビリティ(説明責任)の6つの視点で区民満足度の飛躍的な向上をめざす。

地下鉄建設促進を求め 住民決起大会開かれる

10月9日、曳舟文化センターにおいて、地下鉄8(有楽町線)・11(半蔵門線)号線の建設促進住民決起大会が、町内会役員、区議会議員及び区長等のほか、計画される沿線の自治体関係者等が参加のもと開催されました。この大会で、国等に対して、地下鉄8・11号線の整備促進、財源の確保充実及び水天宮前・押上間開業に続いて全線の早期実現に努めることを求める決議が採択されました。



地下鉄8・11号線の早期実現をめざして

区政に関する希望や要望を 請願や陳情として受け付けています

■請願・陳情とは

請願は、みなさんの意志を政治に反映させるための憲法にある国民の権利であり、議員の紹介が必要です。陳情には、議員の紹介は必要ありませんが、本区議会では、内容が請願に当てはまるものについては、原則として請願と同様に取り扱っています。

■請願・陳情の取扱い

請願・陳情は、所管の常任委員会に審査が付託されます。常任委員会では、十分に審査が行われ、採択又は不採択の結論を出します。採択した請願・陳情は、区長等の執行機関への送付や国や都等に意見書を提出することにより、請願・陳情の趣旨の実現を図ります。

■提出時期

各定例会(2月、6月、9月、11月)の最初の本会議の3日前までに受理したものについてはその定例会で、それ以降については次の定例会の所管委員会に付託されます。

請願・陳情の書き方(参考例)

(本文)	(表紙)
墨田区議会議員 様 平成 年 月 日 請願(陳情) 者住所 署名又は記名押印 ほか………名	請願(陳情) 項目 請願(陳情) 理由 紹介議員(陳情の場合は不要) 署名又は記名押印

(注) 一 請願は、紹介議員の署名又は記名押印が必要です。
二 請願・陳情者が多数のときは、代表者を決め、署名簿を添付してください。
三 請願(陳情)項目は、箇条書きにしてください。
四 訂正したところには、訂正印を押してください。

墨田区議会では、昨年12月よりホームページを開設しています。ホームページには、区議会の仕組みや傍聴の仕方、請願・陳情の提出方法、常任・特別委員会の構成や議員名簿、会議日程や区議会だよりのバックナンバー(定例会の一般質問要旨、委員会の模様、請願・陳情の審査結果、議決された議案等)などを掲載しています。

また、ホームページへは左記アドレスのほか、墨田区のホームページからもアクセスができますので、ぜひご利用ください。

ホームページに対する感想・要望がありましたら、左記メールアドレスへお便りをお寄せください。

区議会ホームページを開設しています

ホームページアドレス

<http://www.city.sumida.tokyo.jp/~kugikai/>

メールアドレス

kugikai@city.sumida.tokyo.jp

編集後記

区議会事務局

区議会は、残暑にスタートした第3回定例会から、冬の声を聞く第4回定例会までの長い長い会議の中間点を迎えています。そして、只今、平成12年度決算審査を行う決算特別委員会の真つ最中です。審議は公開していますので、皆さん一度、傍聴してみたいいかがですか。傍聴をご希望の方は、当日、直接区役所17階受付までお越しください。なお、会議日程等の詳細については、左記までお問い合わせください。また、ホームページでも日程を掲載していますのでご覧ください。

区議会事務局調査担当

☎5608-6352

次の定例会は11月に開かれます。

国から地方への税源移譲に関する意見書

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方の関係は明確な役割分担のもとで対等・協力を基本とする関係となりました。また、本年6月26日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」では、七つの改革プログラムのひとつに「地方自立・活性化」を掲げ、その中で地方税の充実確保の必要性を述べています。

現在の国税と地方税の割合は国税6に対して地方税は4、これに対して歳出は国が4に対して地方は6となっています。このような状態では、地方公共団体が自主・自立性を高め、自己決定・自己責任のもとで地方自治を拡充して行くことは非常に困難です。一刻も早く税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直すとともに、地方交付税制度の財政調整機能強化など、地方の自主財源の充実を図ることが必要です。

よって、墨田区議会は、真に地方分権を推進するため、早急に改革プログラムの具体化を図り、地方公共団体の事務量に見合った財源を自らが賄えるよう国から地方への税源移譲の速やかな実施を強く要望いたします。

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・経済財政大臣
衆議院議長・参議院議長 へ

京都議定書の早期批准に関する意見書

世界各国は、温室効果による地球温暖化を防止するため、気候変動枠組み条約を発効し、京都で開催された第3回締約国会議(COP3)において先進国に温室効果ガス削減の目標数値を定めた京都議定書を採択するなど、着実に国際的な合意を積み重ねてきました。

このような状況の中で、世界最大の温室効果ガス排出国であるアメリカ合衆国が京都議定書の国際交渉の枠組みから離脱を表明し、「議定書の死文化」が危惧されました。しかし、第6回締約国会議(COP6)において各国の努力により議定書の運用ルールの主要部分の合意がされました。

地球温暖化の加速度的な進行を阻止するためには、各国の一致団結した取り組みが欠かせません。そのためには、11月にモロッコで開催が予定されている次期会議(COP7)で議定書の運用ルールの細部が決定され、各国が議定書を批准し、早期に発効する必要があります。

よって、墨田区議会は政府に対し、京都会議の議長国として京都議定書を取りまとめた責務を果たし、引き続きアメリカ合衆国の参加を強く働きかけるとともに、我が国が率先して議定書を批准するよう、また議定書の具体化でも積極的に貢献し、2002年までの発効を実現するよう強く要望いたします。

内閣総理大臣・外務大臣・環境大臣 へ